

## 中部大学大学教育研究センタージャーナル規程

- 第1条 中部大学大学教育研究センター（以下「センター」という）は、本学におけるFD活動の一環として、高等教育（大学教育）全般に関する研究成果、及び本学での教育に関する分析研究、実践報告等を学内外に発表するため、『中部大学教育研究』（英語名：『Journal of Chubu University Education』、以下「ジャーナル」という）を発行する。
- 第2条 ジャーナルの編集・発行に関する業務を行うために、センター運営委員会の下にジャーナル編集委員会（以下「委員会」という）を置く。
- 2 前項の委員会は、センター運営委員会と兼ねることができる。
- 第3条 ジャーナルは、原則として年1回、毎年12月に発行する。
- 第4条 ジャーナルは、A4判左横とじ横書きとする。
- 第5条 ジャーナルに投稿できる研究成果等（以下、「論文等」という）の範囲は、次のとおりとする。
- (1) 本学に属する教員が執筆したもので、委員会が適当と認められた研究、報告等
  - (2) 本学大学院生が執筆したもので、本学教員が委員会に推薦し、委員会が適当と認められた研究、報告等
  - (3) 委員会が学内外の研究者に対し、特別寄稿として執筆を依頼した研究、報告等
- 第6条 投稿する原稿は、未発表の論文等であることを原則とする。ただし、学会その他で既に発表または報告したものを投稿する場合は、必ずその旨を明らかにする。
- 第7条 委員会は、投稿された論文等の提出を受付け、ジャーナルへの掲載について採否等を決定する。
- 第8条 ジャーナルに投稿の論文等は、別に定める『中部大学教育研究』編集・投稿要項に準拠して作成されなければならない。
- 第9条 ジャーナルに掲載された論文等の著作権は、センターに属するものとする。
- 第10条 その他ジャーナルに関し必要な事項は、委員会が別に定めるものとする。

2008年3月7日

大学教育研究センター運営委員会承認